

文書番号 (工事番号)	
----------------	--



## 建設業退職金共済制度加入届

年 月 日

(発注者宛) 殿

住所  
受注者  
氏名 (法人の場合は  
名称及び代表者の氏名※)

建設業退職金共済制度の加入について  
{

- ・掛金収納書
- ・建設業退職金共済証紙  
購入状況報告書

}
 を添えて届け出ます。

文書番号 (契約番号)			
工事件名			
工事場所			
契約金額	¥ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ )		
契約年月日	年 月 日	工 期	

- ・ 上記添付書類のうち、掛金収納書、建設業退職金共済証紙購入状況報告書のいずれかを提出できない場合は、提出できない書類名称及び提出できない理由を下記に記載すること。
- ・ 建設業退職金共済制度に非加入の場合は、他の共済制度（中小企業退職金共済制度等）に加入している状況を下記に記載し、証明する書類を添付し提出すること。

監理業務受託者	担当者名	
---------	------	--

※ 受注者氏名欄に記名の上、押印又は押印を省略する場合には以下を記載する。  
 [本書類を発行することができる権限を有する者]  
 役職: \_\_\_\_\_ 氏名: \_\_\_\_\_ 電話番号: \_\_\_\_\_

[事務担当者]  
 所属: \_\_\_\_\_ 役職: \_\_\_\_\_ 氏名: \_\_\_\_\_ 電話番号: \_\_\_\_\_

(区職員使用欄) 押印省略時の 本人確認日、確認方法及び確認者	年 月 日	<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> テレビ会議	(確認者氏名)
------------------------------------	-------	--	---------

## 掛 金 収 納 書

掛金収納書（下請業者が自ら証紙を購入した場合の掛金収納書を含む）を下記に添付すること。

- 注1 元請業者は下請業者の要する共済証紙分を含めて購入し、その掛金収納書を添付する。  
注2 下請業者が自ら証紙を購入する場合には、下請業者に建設業退職金共済証紙購入状況報告書により計算した額の共済証紙を購入するよう指導し、その掛金収納書を添付する。

## 建設業退職金共済証紙購入状況報告書

1 工事種別及び総工事費

工 事 種 別	総工事費	契約金額	無償支給材料費評価額
	¥ _____	¥ _____	¥ _____

注1 工事種別には「表」中の該当する工事種別を記載する。

2 総工事費＝契約金額＋無償材料費評価額

3 契約金額には消費税及び地方消費税額を含む。

2 共済証紙購入額算出方法

購入額算出方法	<p>A 建設業退職金共済制度加入労働者（加入労働者）及びその就労予定日数が分かっている</p> <p>B 全就労者数及び加入労働者は分かっているが、その就労予定日数が定まっていない</p> <p>C 加入労働者が分からない</p>
---------	--

注1 購入額算出方法の該当項目を○で囲む。

3 共済証紙購入額の算出

上記2の該当項目（A B C）について、下記により共済証紙購入額を算出する。

A 加入労働者及びその就労予定日数が分かっている場合

①加入労働者の就労予定日数の総和 \_\_\_\_\_ 人

②掛金日額 \_\_\_\_\_ 円/人

③共済証紙購入額（①×②） \_\_\_\_\_ ¥

B 加入労働者は分かっているが、その就労予定日数が定まっていない場合

①工事種別 \_\_\_\_\_

②総工事費 ¥ \_\_\_\_\_

③共済証紙購入代金率  $\frac{\text{（ ）}}{1000} \div 0.7$   
（総工事費と工事種別に対する購入代金率を〔※表〕より求める）

④契約金額 ¥ \_\_\_\_\_

⑤全就労者数 \_\_\_\_\_ 人

⑥加入労働者数 \_\_\_\_\_ 人

⑦加入者率（⑥÷⑤）

⑧共済証紙購入額（②×③×⑦） \_\_\_\_\_ ¥  
（千円未満を増額調整し、掛金日額で割り切れる額とする）

C 加入労働者が分からない場合

①工事業別 \_\_\_\_\_

②総工事費 円 \_\_\_\_\_

③共済証紙購入代金率  $\frac{(\quad / 1000)}{0.7}$   
(総工事費と工事種別に対する購入代金率は、〔※表〕より求める)

④契約金額 円 \_\_\_\_\_

⑤加入者率 (70%とする) \_\_\_\_\_ 0.7

⑥共済証紙購入額 (②×③×⑤) 円 \_\_\_\_\_  
(千円未満を増額調整し、掛金日額で割り切れる額とする)

※ 工事種別・総工事費に対する共済証紙購入代金率については、独立行政法人勤労者退職金共済機構ホームページ「共済証紙購入の考え方」の表を参照する。  
<http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki02.html>